平成２８年（フ）第７３号
沖縄県豊見城市字我那覇409番地１　サニーフラット．ｍ　301
債務者　東江　啓太
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２３号
松江市八幡町779番地15　リバーサイドスミ302号室
債務者　三浦　　守
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９号
松江市法吉町238番地　第２淞北台団地５－521
債務者　淺生　育代
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３８号
東京都府中市府中町２丁目20番地の13丸善マンション107
債務者　篠原眞理男
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６４号
横浜市鶴見区諏訪坂11番１号　セブンス・レジデンス103
債務者　加藤　　昂
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１８号
横浜市金沢区金沢町162番地　ルミエール金沢文庫Ａ－201
債務者　長塚　美雪（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６１０号
横浜市磯子区中原３丁目９番31－302号
債務者　前崎　正彦
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９４号
東京都町田市忠生２－26－18ルシエ町田２号館307、住民票上の住所神奈川県横浜市保土ケ谷区川辺町34番地12ロイヤルハイツ星川302号室
債務者　関本　勝士
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
岡山市北区津高710番地１サンロード津高303、旧住所岡山市南区妹尾501番地７武田ハイツ202号
債務者　宮本淳一郎
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０８号
岡山市中区祇園504番地１
債務者　神尾　民子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２２号
岡山市北区佐山231番地
債務者　谷口　弥生（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６７号
静岡県焼津市三ケ名1279番地の１　ロイヤルハイツ中島Ｂ－102
債務者　杉山　明美
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月21日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０４号
横浜市都筑区荏田南５丁目１番５－502号
債務者　竹越　　顕
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３７号
横浜市南区吉野町１丁目１番地６　ライオンズプラザ横浜サウスステージ610
債務者　北原　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３７１号
横浜市神奈川区片倉１丁目18番５号　グレースサエグサ108号
債務者　野口　秀子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部